

令和6年 第2回教育委員会会議録

令和6年2月20日（火）

甲州市教育委員会

第2回教育委員会 会議録

日 時 令和6年2月20日(火) (午前9時30分から)

場 所 甲州市役所 第一会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	永 田 清 一
委 員	加 藤 幸 夫	委 員	田 口 由 季

一 欠席した委員は次のとおりである。

委 員 依 田 智 子

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清 水 修	教育総務課L	金 澤 祐 子
生涯学習課長	古 屋 勇 司	生涯学習課L	近 藤 理 恵
指 導 主 事	那 須 栄 樹	指 導 主 事	岩 下 和 子
教育総務課L	高 石 宏 満	事 務 担 当	望 月 仁 美

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第1号 甲州市学校管理規則の一部を改正する規則制定について

日程第3 議案第2号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について

日程第4 議案第3号 令和6年度甲州市学校教育グランドデザインについて

日程第5 議案第4号 確かな学力育成プロジェクトについて

日程第6 報告第3号 甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

教育長

ただいまから、甲州市教育委員会 2 月定例会を開催いたします。

本日は依田委員が欠席されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本会議は有効に成立しております。本日の会議録署名委員に永田職務代理者を指名いたします。

それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長

それでは、日程第 1 については、以上で終わらせていただきます。

日程第 2 議案第 1 号 甲州市学校管理規則の一部を改正する規則制定について、教育総務課長をお願いします。

教育総務課長

では、よろしくお願いいたします。議案第 1 号 甲州市学校管理規則の一部を改正する規則制定について、でございます。資料にあります規則の概要に基づきまして、説明させていただきます。まず、今回改正する趣旨でございます。市内小中学校の時間時数が「学校教育法施行規則」で定められております標準授業時数を超過している状況にあるということから、学年始休業及び冬季休業日の日数について所要の改正を行う必要があるというものでございます。内容になります。まず、規則改正の背景等でございます。市内小中学校の授業時数の設定につきましては、災害や流行性疾患による学級閉鎖等による不測の事態に備えまして、余剰時数を確保しているところでございますが、標準授業時数より超過しているという状況でございます。小学校 1 年生で 100.5 時間、6 年生で 61 時間、中学校 1 年生で 51 時間超過しております。そのため、児童生徒の負担軽減及び学校における教職員の働き方改革の促進を目的といたしまして、規則で定める学年始休業日及び冬季休業日の日数について所要の改正を行うものでございます。規則改正の内容でございます。まず、学年始休業日につきましては、4 月 1 日から 4 月 6 日まで（現行 4 月 5 日まで）となっております。冬季休業日につきましては、12 月 20 日から（現行 12 月 24 日から）翌年の 1 月 15 日までの間とするものでございます。この改正によりまして、来年度学校に行く日数が、小学校が 205 日から 201 日に、中学校が 205 日から 203 日に減少することになります。なお、規則の中にあります、年度始休業、夏季休業、冬季休業、年度末休業を合わせますと 84 日になります。また、70 日を超過しないように定められておりますので、その中で各学校と調整していくことになります。以上でございます。

教育長

ありがとうございました。それでは、教育総務課長より説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長

よろしいでしょうか。それでは、議案第 1 号 甲州市学校管理規則の一部を改正する規則制定については、提案のとおり制定するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

それでは、議案第 1 号については原案のとおり制定するものとします。次に移ります。

教育長 日程第3 議案第2号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について、教育総務課長お願いします。

教育総務課長 はい。よろしくお願いいたします。議案第2号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について、でございます。こちらにつきましても、資料にあります規則の概要に基づいて説明させていただきます。まず、趣旨でございます。英語指導助手の就業規則については、語学指導等を行う外国青年招致事業、通称JETプログラムの就業規定に倣いまして定めるところでございますが、特別休暇等について、一般の会計年度任用職員と同様とするため、所要の改正を行うものでございます。規則改正の背景等でございます。英語指導助手の就業規則につきましては、職務の特殊性等を考慮し、「甲州市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第18条の規定により、旅費、特別休暇等について一般の会計年度任用職員と異なる定めをしております。近年におきましては、英語指導助手の雇用についてはJETプログラムによる招致は行っておらず、国内で募集等を行っていることから、赴任及び帰国のための旅費の支給を廃止し、特別休暇の事由、期間等につきまして、一般の会計年度任用職員と同様の取扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。規則改正の内容でございます。傷病休暇以外の特別休暇につきましては、一般の会計年度任用職員の規定を準用する規定に改めまして、規定の整理を行うものでございます。それから、赴任及び帰国のための旅費を廃止し、通勤に係ります費用弁償の規定を加えるものでございます。施行期日は令和6年4月1日とさせていただきたいと思っております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。それでは、教育総務課長より説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第2号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定については、提案のとおり制定するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 それでは、議案第2号については原案のとおり制定するものとします。次に移ります。

日程第4 議案第3号 令和6年度甲州市学校教育グランドデザインについて、教育総務課長お願いします。

教育総務課長 はい。では、よろしくお願いいたします。議案第3号 令和6年度甲州市学校教育グランドデザインについて、説明いたします。こちらにつきましては、本年、3月に策定いたしました「第3次甲州市教育振興基本計画」の中で、甲州市の教育として基本理念を「人・自然・ふるさとを愛する甲州教育」とし、さらに学校教育の基本目標、「たくましく心豊かな人づくり」とさせていただいております。この基本目標を達成するために、6つの施策を実施していくということで、以下1から6までの施策を定めているところでございます。このことに基づきまして、来年度の甲州市学校教育グランドデザインを具体的に進めていくという中身でございます。資料2ページに具現化に向けてということで、ただ今申し上げました6つの施策につきまして、それぞれ細かく定めさせていただいております。まず、「1 新しい時代を生き抜く資質・能力（確かな学力）の育成」ということで、この後またご審議をいただく内容でございますが、「確かな学力育成プロジェクト」の名称を改めまして「夢を

かなえる学びのプロジェクト」として、新たに令和6年度から進めていくというものでございます。この中では「外国語教育の推進」や「確かな危機管理」というような形で、さらに細かく定めさせていただいております。「2 生命や人権を尊重する豊かな心の育成」として、「道徳教育の推進」、「人権教育の推進」、「平和教育の推進」等を定めさせていただいているところであります。3ページでございます。「3 健康で安全に生活する力を育む健やかな体の育成」として、「学校保健の充実、食育の推進」、「体力の向上」ということで目標を定めさせていただいております。このような形で、以下、4、5、6と定めさせているものでございます。資料最終ページにありますのが、令和6年度のグランドデザインとしてまとめさせていただいたものでございます。本年度、「第3次甲州市教育振興基本計画」につきましては、取り組みを始めたところでございます。例えば「施策1 新しい時代を生き抜く資質・能力（確かな学力）の育成」の中、「外国語教育の推進」ということで、本年度、実用英語技能検定の検定料の助成というようなことも新たに取り組みをさせていただいております。このことに関しまして、今後、小学校にも進めていきたいと考えております。それから、施策5の中「幼児教育の推進」ということで、本年度は幼児教育推進協議会を新たに設立いたしました。幼・保・小の連携を進めていき、小1プロブレムといわれるような問題にも取り組んでいくという形を進めております。戻っていただいて、施策4ですが、「特別支援教室の推進」に関しまして、来年度は勝沼小学校に通級指導教室を新たに設置していくという予定でございます。グランドデザインの詳細につきましては、作成した那須指導主事からお話しさせていただければと思います。

那須指導主事

詳細ですが、来年度のグランドデザインの具現化に向けて、大切にしたい視点のところ、「夢をかなえる学びのプロジェクト（確かな学力プロジェクト）」が10年目を迎えて、新たにウェルビーイングというものを意識した研究テーマ、「夢をかなえる学びの創造～『やってみよう』、『自分らしく』、『前向きに』、『ありがとう』～」ということで、ティーチャーズノートを柱にして、さらに今求められている「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図れるように、どの教科にしても、学級形態にしても1～6項目の中でそれが実践できるように取り組んでいければと思っています。最後のページのグランドデザインのところですが、ここも研究テーマを表示しています。『やってみよう』、『自分らしく』、『前向きに』、『ありがとう』。ここを主眼として、それぞれの施策が個々に向かっていくようにできたらと思っています。私からは以上です。

教育長

教育総務課長と那須指導主事から説明がありましたが、ちょっと付け足しさせていただきます。資料の最後にあるものが子どもを主語とした文体で仕上げている、資料初めの方にあるものが「学校が取り組んでいく、推進していく」といった文末表現になっています。それでは、今の説明に対して、ご意見、ご質問ございますか。

永田職務代理者

はい。

教育長

永田職務代理者お願いします。

永田職務代理者

実用英語技能検定の検定料の補助を小学校にもとのことでしたが、英語が身に付けば子ども達の興味関心が日本語だけでなく英語でも広がる可能性があるわけですから、とても良いと思います。それから、「人権教育」ということで人権ということをきちんとうたうことも、これからの多様性を重視する社会の中では、人権を尊重する必要があるし、身に付けなければならないテーマの一つであると思います。賛同いたします。以上です。

教育長

ありがとうございます。加藤委員お願いします。

加藤委員

基本的には、甲州市の教育振興基本計画に基づいているというところが非常に良いと思います。それによって、おれないでいく、その中で、新しい学習指導要領が求めている教育の

方向性、そういうものが中に入っているということを感じました。具体的には、特に甲州市の特色ある教育という柱からいけば「確かな学力育成プロジェクト」の取り組みは一つの大きな柱であるとずっと思っていましたので、新しい視点を加えて、新しい名称になって、そしてここに示されていることによって、子ども達も多様化して社会全体もそうである中で、「一人一人にとって」ということが強調されて学校教育が推進されていくという強みを感じられ、非常に良いと思いました。他の項目のところにもそれらの趣旨に則って、甲州市が誇れるもの、こういう児童生徒を育てたい、というのが随所に感じられ、素晴らしい方向性だなと思うし、これを基に一致団結して取り組めていけたらいいなと思います。以上です。

教育長

ありがとうございました。田口委員お願いします。

田口委員

全体的にすごくじっくりくる内容だと感じました。「夢をかなえる学びのプロジェクト」の中にある、『やってみよう』、『自分らしく』、『前向きに』、『ありがとう』のところが、子どもがチャレンジしていく流れになっていて、良いと思いました。そして、それをかなえたいという思いが表れているな、ということ、特に不安が大きいのが小学校1年生だと思うので、幼保小と連携して子どもを支えていくということがとても良いなと思いました。

教育長

ありがとうございました。委員の皆様、本当に暖かい言葉をありがとうございました。それでは、議案第3号 令和6年度甲州市学校教育グランドデザインについて、提案のとおり策定するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

ありがとうございます。それでは、議案のとおり策定するものといたします。次に移ります。

教育総務課長

日程第5 議案第4号 確かな学力育成プロジェクトについて、教育総務課長お願いします。よろしく願いいたします。議案第4号 確かな学力育成プロジェクトについて、でございます。私の方からは概略を説明させていただきます。まず、「甲州市確かな学力育成プロジェクト」ですが、平成23年9月から始められております。本年度が第6次の2年目ということで、来年度からは新たな取り組みを行っていくという流れになってまいります。「確かな学力育成プロジェクト」につきましては、10年後、20年先の社会を見通して、甲州市の小中学校の児童生徒に自立して生き抜く力を培う教育の推進のため、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ問題を解決するために、必要な思考力・判断力・表現力等を育成すると共に主体的に学習に取り組む態度を養い、本市児童生徒の確かな学力の向上、定着を図ることとし、先ほど申したとおり、平成23年9月に始められたものでございます。現在につきましては、子ども達の学習環境が大きく変わってきております。その学習環境に合わせるために、来年度からは「夢をかなえる学びのプロジェクト」として、新たにスタートを切っていく、という中身でございます。詳細については、那須指導主事から説明いたします。

那須指導主事

資料にあります、ポンチ絵をご覧ください。『やってみよう』、『自分らしく』、『前向きに』、『ありがとう』というものを具現化したものです。子どもの言葉、学ぶ視点側からのものをということで作成しました。大きく書かれているのが「子ども一人一人が主語」「子供主体」ということで、これは県の指導指針でも来年度「子供主体」というものを掲げております。それと同時に、ICT端末は十全に活用するというのもうたわれております。「クラウド環境を前向きに活かす」、「現在進行形共有」。最初からいつも子どもとつながっている、緩やかな協働的な学びが成り立っているんだよと。そして、『やってみよう』という部分から始まり、「『えっどうして?』『解決したい!』ワクワクする学習資料」だとか、「自分のめあてを設定する」、そして「パフォーマンス課題で自分事に」。ここから学習の

意欲が増していきながら、『前向きに』、答えは自分で作るんだという気持ちで、自分のペースで自ら情報をつかんで積み重ねていくとか、情報を選択する、教科書・提示資料・インターネット・動画等、そして友達から情報収集し、そこから、「整理・分析」、「まとめ・表現」という風になっていきます。「整理・分析」のところですが、これも先生からの一斉の授業ではなく、自分に合ったやり方で、自己選択・自己決定した整理をして、情報をつなげ自分の考えを創っていく。そして、それを今度は『ありがとう』ということで、やはり自分の考えが不安な場合、友達のおかげで、友達とのアウトプットをすることで自分の考えが高まるし、友達と議論したら解決法が見えてきたとか、また、多様な考えが自分を広めてくれる、「つながり」の中で個が豊かに伸びる。友達のおかげで『ありがとう』というサイクルになります。そして、このサイクルの中で、資料の下の方にいくのですが、常にデジタルとリアル、体験的な活動とデジタルは対立すると思われるがちですが、リアルな部分をデジタルが補強しますし、融合して一人ひとりがワクワクするような教育活動が展開されていく、というところを甲州市は来年度も引き続き目指していきたいと思います。そのためには、安心して学べる多様化を認める学級づくり、WEBQUを分析し、また一人ひとりを認めながら、一人ひとりが認めらえる学級づくりが土台にあるというのを来年度も引き続き行っていきたいと思います。それを行うために、指導助言してくださる有識者による研修が来年度4回ありますので、教職員全体で研修して実践に繋げていくという形でやっていきたいと思います。以上となります。

教育長 ありがとうございます。それでは、教育総務課長と那須指導主事から説明がありましたが、委員の皆様方からご質問、ご意見等ございますか。

永田職務代理者 はい。

教育長 永田職務代理者をお願いします。

永田職務代理者 『やってみよう』、『自分らしく』、『前向きに』、そしてこれ良いですね、『ありがとう』。そういうサイクルで学んでいければとても素晴らしいと思いますし、学問的なことだけでなく、人としての誇りというか、そういったことも『ありがとう』という言葉が強調していると思います。とても上手くまとめましたよね。安心して学べる学習、学級づくりなんていうのも、このポンチ絵を見ますと、流れがあって、しかも子どもが作っていき、それを教師が支えるというのが分かって、とても素晴らしいと思います。

教育長 ありがとうございます。那須指導主事が作ってくれたこの資料は非常に素晴らしいものですので、これを手掛かりに進めていけたらなと思っています。どうぞよろしく願いいたします。他に何かございますか。

「なし」の声

教育長 ありがとうございます。それでは、お諮りいたします。議案第4号 確かな学力育成プロジェクトについて、提案のとおり、改めるものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 議案第4号については、原案のとおり改めて実施するものとします。次に移ります。
日程第6 報告第3号 甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、教育総務課長をお願いします。

教育総務課長 はい。それでは、報告第3号 甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する規則制

定について、説明いたします。こちらにつきましては、12月の教育委員会におきまして、議案として提出させていただき、ご議決をいただいた内容でございます。改めて、庁内の規則に関する委員会等もございますので、その中で再度協議をさせていただき、決定したということになりますので、本日報告させていただくものでございます。概要だけ簡単に申し上げます。ウクライナ情勢の長期化あるいは国際的な金融引き締め等によりまして、物価高騰の影響が顕著となっております。学校給食の食材等の価格も上昇し続けている状況から、本年度の消費者物価指数に基づきまして、来年度の給食費につきまして、それぞれ単価の改正をさせていただくものでございます。小学校が現行280円から310円、中学校が現行340円から370円とさせていただき、それぞれ30円ずつ増額させていただくものでございます。これにつきましては、令和6年4月1日からとさせていただきます。なお、引き続きまして、児童生徒の学校給食費につきましては徴収しないということで、この改正により保護者の負担は生じないということになります。以上でございます。

教育長

それでは、教育総務課長より説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長

よろしいでしょうか。それでは、報告第3号 甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する規則制定については、以上といたします。

それでは、本日予定していた議事はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

次回 3月教育委員会は3月28日午後2時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

それでは、次回 3月教育委員会は3月28日午後2時から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。